

# 岐阜県公報

第二千八百六十五号  
平成二十九年七月十八日

(火曜日)

## 目次

### 規則

清流長良川あゆパーク管理規則

(里川振興課) 四六三<sup>ページ</sup>

### 告示

道路の区域変更

(道路維持課) 四六四

道路の供用開始

(同) 四六五

### 公示

公共測量の実施

(用地課) 四六六

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

(都市政策課) 四六六

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

(同) 四六六

落札者等に関する公示

(高山土木事務所) 四六七

## 規則

清流長良川あゆパーク管理規則をここに公布する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十七号

清流長良川あゆパーク管理規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、清流長良川あゆパーク(以下「パーク」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。  
(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第二条 条例第三条の二第二項に規定する書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直

近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

2 前項各号の書類により難い場合は、別に知事が定める書類を添付するものとする。

(指定管理者の届出)

第三条 条例第三条の二第四項に規定する事項は、団体の代表者の氏名とする。

(遵守事項)

第四条 パークを使用する者は、条例第四条第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 パークの施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事(条例第三条の二第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者(同項の規定による指定を受けた者をいう。))。次項において同じ。)が指示する事項

2 知事は、パークを使用する者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、パークから退去を命ずることができる。

附 則

この規則は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年岐阜県条例第三十一号)の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道	恵那郡八百津線	区 間	恵那市飯地町字下洞二四番一三地先から同市同町字同〇番一二地先まで	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
				前	三七・八〇	五五・〇〇	
				後	二〇・五〇	五五・〇〇	

岐阜県告示第三百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	伊自良高富線	区 間	山県市大字大桑字西雄洞一五二六番五地先から同市大字同字同〇番一七七八番二地先まで	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
				前	三〇・七五	三三・七〇	
				後	二七・六〇	三三・七〇	

岐阜県告示第三百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年七月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----



県道		
高惣 鷺則線		
郡上市高鷺町大字大鷺字湯の平二九二五番一地从先から	郡上市高鷺町大字大鷺字エビ又峠二九五二番七地从先から	郡上市高鷺町大字大鷺字奥小二声三〇三〇番八地从先から
同 市同 町大字同 字ワセ洞二八七九番七地从先まで	同 市同 町大字同 字同 二九五一番一〇地从先まで	同 市同 町大字同 字小二声二九七六番四地从先まで
一六・五	一六・二	七・五
平成 二九・七・一六	平成 二九・七・一六	平成 二九・七・一六
平成 二九・三・二七	平成 二九・三・二七	平成 二九・三・二七

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
大野町
- 二 作業種類  
公共測量（数値修正）
- 三 作業期間  
平成二十九年六月十五日から

平成三十年二月二十八日まで  
四 作業地域  
大野町

多治見都市計画地区計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画地区計画 多治見駅前中之郷地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

美濃加茂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

美濃加茂都市計画公園

三・三・二号 太田西公園

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び美濃加茂市建設水道部都市計画課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年七月十八日

岐阜県知事 古田 謙

- 1 購入物品の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.2m級） 1台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年5月12日
- 4 落札者を決定した日 平成29年6月21日
- 5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中一丁目8番地  
篠田株式会社  
代表取締役 篠田 篤彦
- 6 落札金額 41,472,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県高山土木事務所
  - (2) 所在地 高山市上岡本町七丁目468番地

平成二十九年七月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社